

○関税法

平成二十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・関税法等の一部を改正する法律(平成二八・三〇・三二)
一六)本則三条(平成三〇・三〇までに施行)

(輸出申告又は輸入申告の手続)

第六七条の二① 輸出申告又は輸入申告は、輸出又は輸入の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等(保税地域又は第三十條第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)の規定により税関長が指定した所をいう。次項において同じ)の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。
新②(改正により追加)
(柱書略)

新①(改正により追加)

一・二(略、改正後の二・三)

(改正後の③)

③(略、改正後の④)

第六章

第二節の二(第六七条の一九(改正により追加)

第六八条の二(改正により追加)